

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：34411

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530716

研究課題名(和文)江戸時代の各都市における精神障害者処遇

研究課題名(英文)The treatment of mentally ill people of large cities in Edo period

研究代表者

板原 和子 (Itahara, Kazuko)

大阪体育大学・健康福祉学部・教授

研究者番号：50390175

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円、(間接経費) 360,000円

研究成果の概要(和文)：江戸時代は商品経済が広がり、各地に大都市が形成された。各都市では精神障害者に対する公的な処遇が生まれた。江戸では、自宅に檻入、入牢、溜預という3つの処遇が存在し、非人制度にもとづく処遇であった。他の都市では、自宅に檻(囲)をつくって入れ置くのが基本的な対応であり、それができない場合に牢に入れ置いた。都市では精神障害者を閉じ込める空間を必要とされ、都市には必ずあった牢を使ったのである。大坂では「乱気牢」という名称の牢が存在していた。仙台では、「牢拝借」という処遇が存在した。刑罰で使う施設の活用が、精神障害者への認識に影響したと考えられる。

研究成果の概要(英文)：With the expansion of commodity in Edo period, large cities were formed. In each city some public treatments of mentally ill people were established. In cities, the basic treatment was to make a cell at home and put mentally ill person within. When it was impossible to make a cell for his/her family members, they incarcerated in prison on the basis of a request to public officials. Cities required the space to confine mentally ill people and they used prison. In Osaka, there was a prison named as "rankiro"(prison for mad), in Sendai a treatment called "borrowing prison". It is presumed the use of prison for criminal punishment affected the recognition of mentally ill people in the following years.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：精神障害 江戸時代 都市問題 檻入 牢 非人制度 後見制度

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の精神保健福祉が遅れた背景のひとつに、精神障害者の処遇における監置・収容の考え方が長く続いた歴史があったことが指摘される。しかしそのような処遇がいつどのように始まったのかについては、1900 (明治33)年制定の精神病患者監護法による私宅監置制度の成立から論じられることが多く、それ以前の江戸時代から明治初期の精神障害者処遇について論じている研究はたいへん少ない状況であった。江戸時代から明治初期を対象に研究することは、精神障害者に対する国及び国民の認識が歴史的にどのように形成されたか、そしてそれが精神病患者監護法にどう引き継がれたか、さらにその後どのように影響したかを解明する点で重要な課題であった。

(2) 江戸時代の精神障害者処遇に関する研究は、1930年代に山崎佐が一次史料に基づいて実施して以降、十分にすすんだとはいえ、筆者らは山崎の所説を検証するとともに、さらに他の一次史料も加えて検討し当時の処遇がもつ性格等を示した。しかし、その研究は、江戸という一都市を対象としたものであり、他の都市については触れてこなかった。江戸時代の処遇について総合的に把握するためには各都市の処遇についての研究の集積が不可欠であった。

2. 研究の目的

(1) 江戸時代における都市の成立は、都市問題とそれへの公的な対応を成立させたが、精神障害者に対する処遇もその一環であったといえる。本研究では、仙台、金沢、長崎、大坂、京都における処遇の存在とその内容を明らかにする。

(2) 江戸時代における精神障害者処遇の性格を把握するため、江戸での処遇と各都市の処遇の比較検討を行う。

(3) 精神病患者監護法までの明治初期の精神障害者処遇が江戸時代からの影響をどのように受けたのか、連続・非連続の視点から明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 精神障害者は「乱心者」等と呼ばれ、刑罰史料(仕置例等)において、責任能力を問う対象として別項目立てされていることが多い。しかし、いわゆる民事的な面でのように処遇されたのかについては資料としてまとまっておらず、また各都市によって異なる保存状態であるので、関係する史資料の存在自体を調査することから始めた。

(2) 仙台、金沢、長崎、大坂、京都に出向き、府県立公文書館・図書館・歴史史料館等で、古文書史料や翻刻・出版された書籍から、

精神障害者に関する事例等を探し、接写や複写により収集した。また全国的な史料が集積されている順天堂大学医学部医史学研究室、国会図書館等でも史料の収集を行った。また各地で結成されている歴史研究団体や研究者が発行している書籍等から関係資料を収集した。

4. 研究成果

江戸時代における都市の成立は、武士、平人など階級の異なる人々を区分けしつつ集住させ、大規模な人口集中をもたらした。ここでは、貧困、犯罪・治安、病気・衛生等都市問題が現出・顕在化した。精神障害者(精神的な問題を抱え、公的な処遇の対象となった人々を総称する場合にこの用語をつかっていく)に対する公的処遇の形成もこの一環であった。

江戸では、「火の元心許なし」等を理由に町役人が奉行所に願い出て、檻入(家督相続者や尊属が対象となった)や入牢(卑属が対象となった)という処遇が実施されていた。また、入牢者が病気になる場合や無宿の場合に、非人が管理する溜に収容する処遇も存在した。この溜は、圀(罫)を備えるなど精神障害者を収容するための機能をもつようになり、牢からの移管だけでなく、直接収容する施設ともなっていた。つまり、入牢は溜預という処遇なしには成立しないものであり、溜預は江戸における基底をなす処遇となっていたのである。

本研究では、それぞれの都市の成り立ちや特徴が違うものの、またそれぞれに公的な処遇のありようはちがうものの、都市においては精神障害者に対する公的な処遇が形成されていたことを一次史料から確認することができた。以下各都市の処遇の概要および、その研究から導き出せた成果を示していく。

(1) 仙台における処遇は、武士(仙台では「士」と呼んだ)も平人(仙台では「凡下」と呼んだ)も同じ形態であり、基本は家に罫をつくり入れ置くことであった。その罫ができるまでの間「牢を借りる」として牢に入れ置く「牢拝借」、士の場合は「揚屋拝借」という処遇が存在した。家に罫をつくって入れ置いて世話をするというのは、困窮している家族・親類にとって特に負担になることであり、この処遇は字義通りの「拝借」などではなく、そのような人々への対応策でもあったと考えられる。罫入の困難さは士にとっても凡下にとっても同様であった。凶作で生活に難渋するのは、農民はもちろんではあるが、士も「知行が皆無同様」とであると、「揚屋拝借」を認めている例もある。史料は、この処遇の多くが士の例であったことを示している。仙台では町人が少なく、士が多かったということと、下級武士の困窮がたいへんにすすんでいたことによると思われる。牢(揚屋含め)では、精神障害者が暴力的になった場

合の対応、回復した場合にその根拠を示すことなど、牢役人が精神障害者への対応に馴致されていたことが窺われる。つまり、精神障害者を入れ置き、さまざまな対処を行うことのできる施設として牢が存在したことを示すのである。

さて、以上の公的処遇の対象となった人々を仙台では「気不同」という言葉を使っている。一方、刑罰の対象となった精神障害者は「乱心者」と呼び、そこには江戸でみられるような「乱心」による責任能力を斟酌した減刑措置は行われなかった。また仙台藩には「臆病」という刑罰があり、例えば「乱心者」の犯罪行為の現場にいた士が、そこから逃げ去った行為を「臆病」として厳しく罰せられている。このように土の道徳や規範を重視する仙台藩では、「気不同」に対しては「病気」への対応という面が強くみられ、ていねいともいえる対応がされるのであるが、犯罪を行った者に対しては、「乱心者」として通常通りの刑罰が科せられた。厳しい身分制度と道徳規範のため、身分を弁えることの困難だった「乱心者」、「気不同者」と呼ばれた人々にとっては、さらに生きづらさがあったことを事例は示している。

(2) 金沢については藩の法令で、武士が「乱心」になった場合の対応について、例を出しながら詳しく規定しており(『秘用抜粹』等)、当時、決して少なくない案件であったことが窺われる。金沢の特徴は、「乱心」を病気として記すだけでなく、養生の仕方や、役への復帰の方法などが示されていることである。

まず「組」の内に「乱心者」が出た場合は、役人は親類一同へ病気の委細を聞き、「病人」の見分をし、役に就けず放って置けない「病人」の場合は、外に出ないように「縮」に置くというのが基本的な対応であった(この「縮」は牢内や非人小屋内につくられた囲と思われ、)。「縮」に入れ置く場合は、念入りな手続きを要し、まず「乱心体かどうかは一回では判断できない」と何度も見届けよう指示し、また、下の者が勝手に手続きをしてはならず親類共へ申し入れて「頭」に届け、さらに「年寄」に差し出して、ようやく認められるというものであった。

一方、「持病疝気」「大病不養生」などにより「狂気乱心」のようになった場合、小身者であればすぐに籠に押込めるが、大身であれば、刀と脇差を隠して家の囲に入れ置き、養生するようにという指示をしている。そのように養生して一兩年のうちに本復して御番に戻った、あるいは50日、30日と御番を引き(休み)家の囲にいれて養生し、2、3年様子を見て復帰したなどの例も示されるのである。小身についても「縮」に入れ10年も経って「心許無い」ことがなければ、外を出歩かせ(行歩させ)その上で「御番勤」(役への復帰)の手続をするように指示している。

史料の中には「治療」についても触れてい

るものもあり、このような「病気」としてのとらえ方が、「本復」や「御番への復帰」についての例示や指示につながっているのではないと思われる。また、精神障害者の処遇の場として、「縮」「家の囲」「柵」「籠」「小屋(非人小屋)の縮」など多様であり、それらの処遇(場所)が、身分差や、また武士では上級か下級か、家族の中での位置などどのような関係にあったのか、どのような性格をもっていたのかなどについては、さらに多くの事例の収集・翻刻が必要であり、今後の課題としたい。

(3) 長崎については、長崎奉行所の寛文期から慶応期の200年にわたる判決記録「犯科帳」から「乱心者」に対する刑罰例を抜き出し、精神障害者への対応の特徴を検討した。「乱心者」「気分不揃」等と呼ばれた人々の例は37件あり、その刑罰の決定は基本的に江戸と同様であり、「乱心」による責任能力が斟酌されて減刑措置がとられている。刑罰の特徴として、家族、親類に押込など監禁させることが多いことである。被害者から助命願が出るとそれを認め、この場合も親類に監禁を命じている。また、「乱心」による自殺や溺死等の事故死が多いのだが、その場合も家族の監督責任を問い「科料」や「急度叱」などの刑罰を科している。

では、刑罰ではなく、「乱心者」に対する刑罰ではない公的処遇はどのようなものだったのか。この点についてはこれまでのところ収集できず、手続きやその性格等について検討できていない。ただ、「犯科帳」には、「乱心者」が「囲」を破って逃げ出したため、あるいは抜け出して他人に疵付けたために「入牢」という刑に処せられている例がある。このことから、刑罰ではなく、「乱心」を理由に囲に入れ置くという処遇があったことがわかる。「座敷囲」とも呼んだようだ。

また、「乱心」のとらえ方の一端とともに囲にどのように入れ置いたかを示す事例がある。「御用留」という文書にある「欠込訴(駆込訴)(町役人等を経ずに直訴する)をした平人に、「乱心は何をするか計り難いので、足くつ囲にてもこしらえ外出致さぬよう置いておくように」と5人組組頭に申付けるというものがある。足くつとはおそらく「足沓」であり、足枷となるような沓をはかせることであろう。「乱心」が規範を破る行動として捉えられていたことを示すとともに、囲に入れるだけでなくこのような拘束も行われたことが知れる。

この「犯科帳」から、江戸との違いを指摘できることがある。江戸では、さきに述べたように、入牢者の中に病人が出た場合に非人が管理する溜に移管するのであるが、長崎にも同名の、非人が管理する「溜」が存在していた。しかしそれは、病監の位置づけでなく「人格矯正」や罪人に手に職を付させるための牢であり、享保年間につくられた。「犯科

帳」では、「小盗」「喧嘩」などの軽微な犯罪を行った者が多く収容されている。江戸の、病監であり行旅病者収容の「溜」にあたる施設は、長崎では「非人原」というもので、非人や無宿が入れている。そのほか、遊女と駆落した男、ならずものが刃傷に及んだとき、唐人屋敷に忍び込んだ者、伯父が切支丹だと訴え出た女等、当時「不行跡」「不道德」とされていた行為をした者が収容されたようである。つまり非人原は、一面江戸の溜と同様の性格をもつが、「乱心者」の収容はなかったようである。長崎は幕府直轄領であり、幕府法に依拠した統治が行われていたといわれるが、都市独自の刑罰や処遇も生まれたということができよう。

(4) 大坂についての調査から、大坂でも一定の拘束が必要と認められた場合、家で囲をつくって入れ置くことが基本であったことがわかった。大坂では精神障害を「気むら」と呼んだようで、その手続は、「気むらになって火の元など心許無きに付き、居宅の内に何ほどの囲を作って入れ置きたいと、親類共が願う場合は、願書に年寄の奥印を添えて願い出る」というものであり、その上で同心が2名立ち会い、「気むら」に相違なければ認め、さらに公事場から直に申し渡すという厳重な手続であった。また、入れ置く対象が目上の者の場合に、目下の者だけで願い出る場合は、特別に指図するとしている。尊属か卑属で対応が異なったのは江戸同様である。さらに、目上、目下に関わらず、手械足械をしたいという願いは、親類共一同が願っても認められないとも、書かれている。

大坂では、牢に入れ置く処遇があったのかどうか、事例を通してみることはまだできない。しかし牢には「乱気牢」が存在していたことがわかっており、その名称から「乱心者」専用ということが考えられる。また、「高原溜」という非人が管理する施設があったが、これは江戸の溜と同様に行旅病者や無宿人、病囚等を収容していたが、これまでのところ、精神障害を理由とした収容はなかったとみられる。

(5) 各都市のこれまでの研究から、全体を通して見いだすことのできた成果や課題について述べていきたい。

江戸時代の各都市で共通していることは、精神障害者に対する責任を親類、家族に委ねたことであり、その方法は家に囲(江戸では檻)を作り入れ置くことであった。親類が町役人とともに、役所に願い出て認められてから実施できたという点でも、同様である。そして、この点も共通するのであるが、家の囲に入れ置くことが困難な者がかならずいたということである。まず囲をつくること自体が負担であったし、囲に入れて世話をすることは、人手を必要とすることであり、とりわ

け困窮した人々にとっては困難なことであった。それゆえ、そのような人々への対応策として、江戸では「入牢」、「溜預」、仙台では「牢(揚屋)拝借」、金沢では「縮仕置」、大坂では「乱気牢」というように牢が使用された。つまり江戸時代の都市では、精神障害者を一定期間収容する「施設」を必要としたということであり、その際に使用されたのが牢であったということである。

明治期の精神障害者に対する施策の形成史を、江戸時代の研究視点を明瞭にするために研究したが、その中で明治初期の東京では、東京府癲狂院ができるまで牢(監獄に名称変更したが)が使われていたことがわかった。警視庁は1874年に「狂病を発した者は、その家族が嚴重監護すること」と家族への精神障害者に対する監護責任を課したが、家族が引き取れない場合には、「監獄へ送致」という規定を出している。また地方都市では、これまで知られていなかったことであるが、明治中期まで牢(監獄)が使われたのである。

これも江戸時代の研究なしには、単なる都市ごとの個別的な対応という指摘にとどまり兼ねないものであったが、これまでみてきたように牢を使う処遇は各都市で一般化していたのであり、この点を歴史的に示すことができた。そしてこのように長く牢を使った処遇が存在したという歴史は、精神障害者を往々にして犯罪と不可分のものにとらえる態度やまなざしを形成した一因となつたのではないかと考える。

本研究はまた、精神障害者処遇と非人制度の関係について、全国の都市に共通して存在したものではなかったことを明らかにした。江戸についての研究から、江戸では非人が管理する溜に預けるという処遇が基底的なものであったと分析していたため、各都市についても非人制度との関連を調べた。

各地に、名称は異なるが非人身分の集団が形成され、主に刑罰にかかわる役や無宿制道の役を担っていたことは確かめられたが、江戸における溜預のような非人制度に基づく精神障害者処遇は実施されておらず、それは江戸特有のものであったことがわかった。非人制度の活用は、膨大な人口を擁する江戸では貧困問題と深くかかわる精神障害者問題がそれだけ深刻であったことの反証でもあったと考える。なお金沢は、「非人小屋」への収容はあったが、非人制度との関係は明瞭ではなく、この点についての検討はこれからの課題と考えている。

これまで、精神的な問題を抱え公的処遇の対象となった人々を精神障害者と呼んで論じてきたが、各地でその呼び名が異なっていたことはこれまで見てきたとおりである。

「乱心」はどの都市でも、刑罰上の呼び方として共通しており、いわば刑罰用語であつ

た。この呼び方も歴史的な変化があり、江戸では江戸時代初期には「氣違」、その後「乱氣」がつかわれ、「乱心」へと変わっていったのである。各都市でも詳細に検討すればそのような変化があるかもしれない。処遇上では、さまざまな呼び方があるし、「癩症」など病名を使う場合もある。しかし処遇手続上で使う用語（各都市で使う公的用語）としては、一定の用語をつかっており、江戸では「乱心」や病名、仙台では「氣不同」、大坂では「氣むら」などであった。本研究で、それらの用語の検討と、仙台における「氣不同」者と「乱心者」への対応の相違などの考察から、「氣不同」「氣むら」などは病氣という認識、あるいはそれに近い認識を反映しているのではないかと考える。

「氣」は中国医学の重要な概念であり、万物の根源であり、生命の根源と考えられており、「氣」は広く宇宙を満たし、人は「いき（息）」によって大きな「氣」と接続していると考えられる。それが病因論に組み込まれたことで呪術が医学へと展開したともいわれる。

この「氣」の考え方からいえば、先の「氣違」は「氣」がどこか違っているであり、「氣不同」は「氣」が安定しないのであり、「氣むら」は「氣」にむらがあるというとならえ方になる。つまり宇宙を満たす「氣」が本人のもとで変調したのであり、それがまた変われば元に戻る、つまり本人の責任とは考えない「病氣」というとならえ方に近づいていると考えるのである。精神医学は江戸時代に発展しているが、公的な処遇の面でも、病氣としてのとならえ方が現れているのではないかと考えられる。しかし、犯罪を行った者には「乱心」という刑罰用語が使われ、本人の「心」が「乱れた」という個人の責任とならえられる用語となっている。責任能力をどうみるかは、今日にも引き続いていく課題でもある。

江戸時代の刑罰に関わる法は、江戸幕府はもとより、各都市で発達していたが、民事に関する法令はたいへん少ない。明治期、民法編纂準備のために各地の民事慣例を集めなければならなかったというほど明文化されていなかったのである。それは相続人が精神障害になった場合の家督相続についても同様である。本研究の中で、相続人が精神障害になった場合は、「圀に入れ置き、家督を長男等に譲る」というような手続を実施したことがわかった。以前より後見制度はあったのであるが、それは相続人が幼年者の場合のみであり、相続者が精神障害等判断能力に欠ける状態になった場合は対象としていなかった。家督と家名を子孫に引き継ぐことが最大の任務とされていた相続人が精神障害になった場合、その任を担うことができなくなるのであるから、相続問題は緊要であった。そこで実施されたのが、「乱心者」の圀入れ処遇と一体に行われた相続手続であった。おそらく「圀に入れ置く」ことが一般化し、そ

のこともって「乱心」の証明ともしたのではないかと思われる。

そして武士階級で実施されたこのような相続方法が、家督をもつ町人階級でも実施されるようになった。江戸では、「乱心」のため檻に入れ置く手続として、出家して名を変え、医師の診断書を添え、さらに親族、姻族が名を連ねた願書を奉行所に差し出している例が遺されているのであるが、これは、家督相続を公的に認めさせるための手続であった。このように、財産をもつ町人階級が増えていくと相続問題は重要課題となり、武士階級にならった方法がとられていったということである。

精神障害者処遇史研究から、民法分野の後見制の成立史に若干でも寄与できる可能性があると考えている。

以上、この研究を通じて、膨大な史料、文献の存在を知ることができ、またその中から多くの事例等を接写や複写によって収集することができた。これから各都市の精神障害者処遇について詳細にまとめ、精緻な比較検討を行っていきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3 件)

板原和子、明治初期の精神障害者処遇 江戸時代後期の精神障害者の処遇はどのように推移したのか、大阪体育大学健康福祉学部研究紀要、査読有、10巻、2013、pp1 - 18

板原和子、明治以降の障害者施設の変遷、大阪体育大学健康福祉学部研究紀要、査読有、11巻、2014、pp35 - 59

板原和子、明治初期の精神障害者処遇形成に関する一考察、精神医学史研究、査読有、vol.18、No.2、2014、10

〔学会発表〕(計 5 件)

板原和子「山崎佐『検視史資料類集』にみる「乱心者」の法的処遇」第15回日本精神医学史学会（愛知県立大学）2011年10月29-30日。

板原和子「明治初期の精神障害者処遇 江戸時代の遇が及ぼした影響について」第1回近現代精神医療史ワークショップ（愛知）2012年3月25日。

板原和子「明治初期の精神障害者処遇の形成過に関する一考察」第16回日本精神医学史学会（京都大学）2012年10月27-28日。

板原和子 "Continuity and Discontinuity in the treatment of the Mentally Ill in Japan" XXXIIIrd International Congress on Law and Mental Health (アムステルダム) 2013年7月14-19日。

板原和子「江戸時代各都市における精神障

「被害者に対する処遇」第 17 回日本精神医学史
学会（東京慈恵会医科大学）2013 年 11 月 9
- 10 日。

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

板原 和子 (Itahara Kazuko)
大阪体育大学・健康福祉学部・教授
研究者番号：50390175